

ID: 669

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第5条の3第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の3第1項の規定による。</p> <p>第5条の3 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。)に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日